

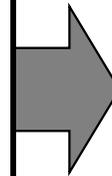
反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	4年度予算額	5年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(18) 国民健康保険保険者努力支援交付金	共同	(北陸財務局)	141,162	121,162	▲20,000	▲12,000
事業の概要	平成27年国民健康保険法等改正により、市町村国保について、医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する保険者努力支援制度を平成30年度に創設した。令和2年度から、保険者努力支援制度の中に、新たに「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動」して配分する部分と合わせて交付することにより、地方公共団体における予防・健康づくりを後押ししている。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 事業費分について、健康の保持増進に軸足を置いた現在のヘルスアップ事業のメニューを抜本的に見直し、医療の効率的な提供に向けた取組に大幅に入れ替えるとともに、事業の実施に当たっては費用対効果の観点から実施の可否を国が判断する仕組みとすべきである。実施事業内容の厳格化や足もとの低調な執行実績等を踏まえ、事業費分の予算を縮減するとともに、事業費連動分についても当初想定していた事業費分の1.2倍となるよう縮減すべきである。また、都道府県ごとに事業費分に対する割合で事業費連動分の上限を設けるなど、その仕組みを見直すべきである。
- 取組評価分についても、健康の保持増進に偏重した評価となっている。評価項目の数も膨大であり、大半の自治体で水準達成となっている形骸化した評価項目も多い。全体として評価項目の縮減により簡素化を図るとともに、その予算額についても圧縮を図るべきである。その上で、リフィル処方箋の普及・定着に向けた取組など医療費適正化に効果のある医療の効率的な提供に関する評価項目を加え、点数配分についても重点化する見直しを行うべきである。



反映の内容等

- 事業費分について執行実績等を勘案して、適切な事業規模となるよう予算を縮減した(反映額:▲4,800百万円)。また、事業費分の縮減に合わせて事業費連動分の予算も縮減した(反映額:▲7,200百万円)。
- 上記のほか、令和5年度から、①事業メニューを見直して医療費適正化に資する「適正受診・適正服薬」の取組を事業メニューとして独立させて、同メニューを行うインセンティブを付与する、②事業経費の標準的な範囲を設定し、その範囲を超過する費用対効果が低い部分について、補助率1/2を適用して補助額に限度を設定する、③都道府県ごとに事業費分に対する事業費連動分の交付上限額(事業費分の2倍)を設けるといった見直しを行うこととしている。
- また、令和5年度予算に係る大臣折衝において、予算執行調査の結果を踏まえ、今後、必要な対応を行うことを合意した。

(参考) 令和5年度予算案における国民健康保険保険者努力支援交付金は121,162百万円(対前年度▲20,000百万円)であるが、財政安定化基金(特例基金)の財政基盤強化分から8,000百万円を事業費分・事業費連動分の財源に充てるため、実質的な財政規模は129,162百万円(対前年度▲12,000百万円)となる。